

日時：平成10年4月13日

場所：農林水産省第2特別会議室

## 第7回食品流通審議会議事録

農 林 水 産 省

### 目 次

1. 開 会	1
1. あいさつ	1
1. 会長選出	2
1. 会長あいさつ	3
1. 議事録署名人の指名	3
1. 会長代理の選出	4
1. 議 事	
(1) 食品流通をめぐる現状と課題について	4
(2) 食品環境専門委員会の審議経過について	23
(3) そ の 他	
食品流通における情報化の現状と課題について	28
情報化専門委員会の開催について	28
生鮮食品等流通問題研究会(仮称)について(案)	34
その他	36
1. 閉 会	37

### 開 会

事務局 それでは、時間も参りましたので、ただいまから第7回食品流通審議会を開催

させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。会長が選出されるまでの間、議事進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに配付資料の確認をさせていただきます。資料一覧にございますように、資料1から7、議事次第、名簿ということでございます。そのほか関係資料というような形で、参考資料でございますけれども、幾つか入ってございます。食料・農業・農村基本問題調査会関係の資料、生鮮食品等取引電子化基本構想の概要、そして前回の議事録でございますけれども、この議事録につきましては委員名を伏した形で既に公表済みになっておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

本日は、委員の皆様を選任後の最初の審議会でございますけれども、お手元に配付されております資料2の委員名簿のとおり全員が再任ということでございますので、御出席の委員の御紹介は省略させていただきます。また、都合により本日は御欠席になっておりますけれども、株式会社イトーヨーカ堂の伊藤雅俊様、それから全国農業協同組合連合会の本橋元様にも委員をお願いしているところでございます。

なお、13人の委員が出席されておりますので、食品流通審議会運営規程第4条の規定によりまして本審議会は成立しております。

また、私ども当局の方からは、本田局長、後ほど見えますけれども西藤審議官を初め、関係課長が出席しております。

なお、御発言いただく際には適宜マイクをお渡しするということにしております。以上、よろしくお願いしたいと思います。

## あ い さ つ

事務局 それでは、本田食品流通局長からあいさつ申し上げます。

本田食品流通局長 食品流通局長の本田でございます。本日は、衆議院の予算委員会の審議の都合で島村農林水産大臣が欠席でございます。私からごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、平素から農林水産行政、食品流通行政に対し御支援、御協力を賜っておりましてありがとうございます。また、本日は年度初めの大変お忙しい中をこの審議会に御出席いただきましてありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

御案内のとおり、21世紀を間近に控えた現在、社会情勢の変化や国際化の進展に対応しまして、農政についての抜本的改革が求められております。このために食料・農業・農

村基本問題調査会におきまして各界各層の代表者によりまして、食料・農業・農村にかかわります基本的な政策の改革についての幅広い議論が行われております。昨年(2019)の12月に中間的な取りまとめが行われまして、現在さらに議論が深められつつあるところでございます。今年の夏ごろには報告が出される予定でございます。この調査会における議論を十分踏まえながら、農業及び食品産業並びに農村の発展と国民生活の向上を図るとの観点に立って、新しい農政の指針をつくり上げていきたいと考えております。

このような農政の指針の策定に当たりまして、特に消費者、食品産業からの視点を十分に取り込んでいくことが重要であると考えております。食品産業につきましては、御案内のとおり農林水産業と一体となって食品を効率的かつ安定的に供給し、国民に豊かな食生活を提供するという重要な役割を担っております。他方、最近の食品産業を取り巻く情勢は、国際化・情報化の急速な進展、消費者ニーズの多様化・高度化、環境に対する意識の高まりを背景とした環境問題への対応の必要性など、大きな転機を迎えているところでございます。情報化の推進やロジスティックの構築などによる物流・流通効率化の推進、廃棄物の再資源化などの環境問題への対応、食品の安全品質管理対策の強化など、食品産業に寄せられる期待にこたえるよう施策の展開を図っていくこととしているところでございます。

本日の審議会におきましては、会長を御選任いただいた後に、食品産業をめぐる諸課題でございますとか、食品環境問題について種々御検討をいただいてまいりました食品環境専門委員会の審議経過などについて御審議をいただくことにしております。また、本日の審議会における議論につきましては、今後の食品流通行政の展開に活かしていきたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては忌憚のない活発な御助言、御意見を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

## 会 長 選 出

事務局 それでは、議事次第に従いまして本審議会の会長の選出をお願いしたいと思います。

食品流通審議会令第2条第1項によりまして、委員の互選により当審議会の会長をお決めいただくことになっておりますけれども、いかが取り計らいましょうか。

委員 大変御苦労さまでございますけれども、引き続いて金田委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 ただいま、金田委員に会長をとということで、皆様方から「異議なし」というお声でございました。ありがとうございました。

皆様の御賛同をいただきましたので、金田委員には大変御苦労さまでございますけれども、審議会の会長をお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の議事進行役としての任務を終わりましたので、あとは金田会長、よろしく願いいたします。

御協力ありがとうございました。

## 会 長 あ い さ つ

会長 金田でございます。ただいま会長に互選いただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様御案内のとおり、最近の農林水産業及び食品産業をめぐる情勢は、ただいま本田局長からもお話がございましたように、社会情勢の変化や国際化の進展に対応した改革が強く求められているところでございます。国民が健康で豊かな食生活を営むことができるように食料の安定供給に努めますことが食品産業の最も基本的な使命でございます。他方、環境条件の変化に伴いまして、内外価格差の是正、安全性の確保、さらには環境の保全、資源の有効活用等々、大変多くの問題がございます。これらの難問を解決していくためには、関係の方々のお知恵を拝借することが大変大事でございます。本審議会は、食品流通行政の発展のために重要な役割を担うわけございまして、皆様の御支援をちょうだいしながらその任務を果たしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

## 議事録署名人の指名

会長 それでは、早速でございますが、会議を進行いたします関係で議事録署名人を私の方から指名させていただきます。

本日は、委員名簿に従いまして、津田委員と中村委員をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。それでは、よろしく願いいたします。

## 会長代理の選出

会長 次は会長代理の選出でございますが、食品流通審議会令第2条第3項に基づきまして会長が会長代理を指名させていただくということになっております。会長代理につきましては、引き続き森實委員にお願いをいたしたいと思いますが、森實委員、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それではよろしく願います。

## 議 事

### (1) 食品流通をめぐる現状と課題について

会長 それでは、議事次第に従いまして食品流通をめぐる現状と課題について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

1枚繰っていただきますと「最近の食品流通をめぐる情勢(目次)」と書いてございます。ごらんいただきますように、食品流通、この場合には食品産業なり外食、中食、あるいは文字どおり流通、そういったものをめぐります当面する諸課題につきまして私どもの方で整理したものでございます。ごく簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ、食品流通の動向ということでございます。(1)が食品産業全体ということでございまして、これは御案内のところですが、最初の文章の2行目から3行目にございます、食品関連産業の国内総生産、約48兆円ということで、総生産額の約1割。内訳では、食品関連産業の中でも加工・流通部門のウエートが大きくなってきているというようなことが書いてございます。

二つ目の文章に行きますと、食品産業は大きな雇用の場と所得の機会を提供しているということが右側の真ん中の表あたりで見ただけかと思っております。一番最後のところに、国産食用農水産物の3分の1強が加工及び外食に仕向けられているということで、右下の表で部門別の仕向け状況ということでございます。平成5年の直接仕向けが65.5%となっております。

したがって、一番最後の文章に書いてございますけれども、食品産業は国民経済的に見て重要な位置づけを有するとともに、消費者への食料の安定供給や豊かな食生活を支える重要な役割、さらには国産農産物の安定的な販路ということでございます。

2ページでございますが、そういった中で食品製造業はどうかということで、今度は出荷額でございます。出荷額ベースで31兆円。全製造業の約1割ということで、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業に次いでこの規模ということでございます。

二つ目の文章でございますけれども、食品製造業は地域、風土によってニーズや嗜好が

多様であるということでございまして、中小企業が大きな役割を果たしております。右側真ん中の表で、出荷額の欄で見ていただきますと、他の製造業に比べまして大きなウエートを占めているということでございます。

また、同じ趣旨になりますけれども、一番下の文章でございまして、地域の農林水産業との深い結びつきということでございます。地場産業として大きなウエートを占めております。右下の表の一番右の欄で見ていただきますと、特に一番下でございまして、シェアの大きい上位3県におきますシェア、製品出荷額に占めます食品製造業のシェアということで、4割超あるいは4割近い数字というのが見ていただけるかと思っております。

3ページでございまして、卸・小売業について見るとどうかということで、卸売業では全卸売業の2割、小売では店舗数で4割、販売額で3割というのが表及び左側の文章で見えていただけるかと思っております。

それにつきまして最近の動きということで、二つ目の文章でセルフサービス店が店舗数を増加させ、また販売シェアを高めております。「一方」ということで、従来型の小規模な小売店が減少しているというようなことを書いてございます。

それから、販売店の系列化、グループ化といったところが三つ目の文章で書いていらっしゃるところでございます。

4ページに外食につきまして書いてございます。「外食産業は」ということで、ア、イ、ウということで、所得水準の向上あるいは女性の社会進出、単身世帯の増加、ファミリーレストラン等の新業態の開発導入等々で食の外部化・サービス化の進行に伴って、市場規模が平成8年では29兆円に迫る規模ということでございます。ただし書きのところでは、最近の伸びが少し鈍くなっているというようなことが触れられてございます。

二つ目の文章でございましてけれども、いわゆる中食的なことについて、ライフスタイルの変化等を背景といたしまして、スーパー、コンビニエンス等の発展もあってその市場規模は拡大している中で、HMR（ホーム・ミール・リプレースメント）あるいはMSといった動きを受けて、さらに伸びが加速するのではないかとというようなことが書いてございます。

5ページから全体的な課題という形で、先ほどもお話ししましたけど、諸課題について整理してございます。まず一番上、国民の飲食費支出に占める食品産業のウエートが非常に大きくなっているということでございまして、これは食品流通全体の重要性を示すということでございます。それが故にということで、消費者の望む価格・品質の食品を安定的に供給するために、農業とともにということでございましてけれども、食品産業においてもそのウエートの大きさを踏まえた合理化なり、効率化なりが求められているということでございます。

その理由の一つとしては、中小零細規模が多い、あるいは海外との競争が激化している

ということでございます。

その下には、昨年、当審議会でも御議論いただきましたけれども、企画部会で議論をしていただきまして、「21世紀の食品流通を目指して」ということでお考えをまとめていただきました。それに沿いまして流通構造の改善のための基本方針の改定を初めといたしまして各般の施策を進めている現状でございますが、そういったことを踏まえまして、以下に課題を個々に整理したということで、6ページ以下、幾つか書いているところがございます。

6ページでございますけれども、原料調達という面で整理するとどうなるかということでございます。右側に、ちょっと小さくて見にくいのでございますけれども、パン、菓子、清涼飲料ということで、原料食料の割合が3割、4割というような形で表が示してございますけれども、そういうことでございます。

また、国産の部分でどういうふうになるのかなということが下の欄でございます。文章でございますけれども、加工原材料の内訳で、国産農水産物が約7割。右側の表の一番右、平成5年でございますけれども、68.6%ということでございます。これにつきましては円ベースで整理してございますので、円高が効いている部分も若干あるのではないかと、こういうふうに理解してございます。

7ページでございますが、関連いたしますけれども、近年の国際化の進展の中で、食品に関しても製品の輸入が増加しているというようなことも書いてございますし、原材料という面でもかなり増えているところでございます。円ベースで書いてございます。輸入農水産物トータルで、平成2年、5年と3兆円ということになってございますけれども、一番下の為替レート144円から111円というようなことを考えてみますと、かなり増えているということでございます。

また、二つ目の文章で「また」ということで、食品産業につきまして、海外での一次加工や製造立地を目指す動き、あるいは製品輸入ということで、いわゆる空洞化のおそれが生じているということでございます。

したがって、一番最後の文章でございますが、国産原料農産物の調達条件の改善という面で、価格なり加工・外食向けの供給体制の整備を図る必要があるのではないかとということでございます。

8ページに安全・品質管理の高度化ということで、サブタイトルのような形で食品の安全性、品質管理に対する関心の高まりということでございます。文章の一つ目、あるいは右側の消費者行政に対する要望という面で見いただくとわかりますように、安全性確保のための対策の充実が強く望まれているということでございます。

文章の二つ目でもございますように、一昨年になりますか、いわゆる0-157による食中毒被害の発生という中で、食品産業においても品質管理の徹底が求められているところでございまして、一番最後に、新たな品質管理手法としてのH A C C P (Hazard Analysis

and Critical Control Point)と書いてございますけれども、コーデックス委員会でガイドラインが採択されておりまして、そういったものについての施設整備が課題となっており、これを推進していく必要があるということでございます。

9ページ、10ページに卸売市場につきましての機能の強化ということで課題を整理してございます。に卸売市場制度をめぐる現状ということで、市民の台所ということでございますけれども、卸売市場は生産と消費の結節点として重要な役割を担っている。そういう中でありまして、近年、供給面での生産・出荷単位の大型化、あるいは輸入の増大、そして需要面での大口需要者の比率の増大ということで、市場外流通の進展もございます。卸売市場制度をめぐる環境は大きく変化しているということでございます。右側に1集荷組織当たりの出荷量、輸入の動向、そして専門小売店、スーパー、コンビニエンスの店舗数の推移ということで、総合スーパー、食品スーパー、コンビニエンス・ストアの店舗数が非常に増えているということが御覧いただけるかと思えます。それから、10ページ右側には市場経由率ということで、徐々に下がっているというところが見えていただけるかと思えます。

今後の課題ということで でございますが、「これまでも」ということで、第6次卸売市場整備基本方針に基づきまして各般の制度運用の改善を行ってきたということでございますが、一層の効率化という面では、市場流通を中心とした生鮮流通の実態の動きを踏まえた全体的な効率化のほか、市場につきましてはさらにということで、経営強化による市場の活性化、あるいは取引方法の改善や情報化への対応、社会資本として整備された市場全体の機能強化・ネットワーク化、そういうものが課題ではないかということで整理したところでございます。

11ページは、情報化の進展と物流システムの高度化でございますが、資料5で情報化の現状と課題ということで後ほど別途御説明いたしますけれども、ここには消費者ニーズの多様化ということを受けまして、食品流通におきまして多品種少量生産、それに伴って流通分野での情報化の進展も当然顕著になっているわけでございます。そういった中で、「このため」というところでございますけれども、POSシステムの導入が進展しているということでございます。「さらに」というのは今後の課題でもございますが、小売業、卸売業、製造業が連携して情報ネットワークを構築することによって、一層幅広い流通合理化への取組も、このあたりは「試みられつつある」ということではないかと思っております。右側にPOSシステムの導入店あるいは台数ということで、平成7年、ちょっと古いのでございますが、導入店舗数が21万店、スキャナー付きのPOS台数が51万台ということで、この数字は大体アメリカの水準ということでございます。

12ページに物流面の文章を入れてございます。「一方、物流の面でも」ということで、多頻度小口配送、ジャストインタイム等の要請の強まりのほか、高速輸送体系の整備、

物流ニーズの高度化ということで、配送センターの集約といった動き、それを踏まえてロジスティクス概念を導入しつつ物流拠点の整備・見直しと、そういう事例が増えているところがございます。あるいは、それを契機といたしまして企業の枠を超えた物流の共同化への取組、そういったものに関心が寄せられているということもございます。右側に簡単な例ということで、輸送、配送のあたりに共同物流なりアウトソーシングといったようなもの、あるいは情報の共有化が努力されている、配慮されているということもございます。

今後ということもございますけれども、一企業、一業種にとどまることなく、広く小売業、卸売業、製造業、物流業が協力した高度な情報ネットワーク化の構築というのが求められているということございまして、その際にEDI、あるいはEDIを活用した製配販三層による製造・流通システムといったことが重要ではないかと。さらにはインターネットの利活用というのも課題であろうということもございます。

13ページには、昨年の議論もございまして、取引慣行と競争政策、独占禁止法の全体的な見直しというのもございますけれども、食品の取引に当たりましてはさまざまな取引慣行が存在するというので、内外からは公正性の確保という面での指摘があるということもございますし、その中で、近年オープン価格制への移行といったもの、あるいは買取販売といった中で取引慣行の内容も変化しつつあるということもございます。「一方」ということで、センターフィー、協賛金あるいは情報化に伴ってのシステム利用、そういった課題、新しい指摘というものがございます。

そういった中で公正取引委員会におきまして、平成3年ですから少し古くなっておりますけれども、ガイドラインが公表されているわけございまして、食品産業におきましても関係団体を中心にその対応が進められております。マニュアルの作成・配布なり、あるいはいろいろな面での意見交換ということが行われている状況でございます。

続きまして14ページでございますが、中心市街地における食品流通業の役割といった観点から整理してございます。近年におきます食品小売業につきましては、郊外に広い駐車場と豊富な品揃えということで大型小売店が発展しているところもございますけれども、当然反面というものがあるわけで、専門知識を活かして商売してきました鮮魚店や青果店等の小規模専門食品小売業につきましてはかなり数を減らしてきているということもございます。右側に小売業の業種別商店数の推移ということで、野菜・果実小売業、鮮魚、食肉小売業の減少が大きいというところが見ていただけるかと思えます。なお、「1～4人従業者」というのがございますけれども、それは1～4人の従業者の小売業ということで御理解いただければと思います。

下の欄でございますけれども、そういった専門小売店の減少という面で見ますと、地域の商店街の空洞化など町の機能の低下ということもございますし、地域に生活する住民の購買活動に不便を強いる面も生じているのではないかとということで、「中でも」というこ

とで、モビリティの低い高齢者にとって、特に中心市街地において顕著であるということでございます。右側に、これも平成6年でございますが、商店街の空き店舗比率ということで、空き店舗比率が15%から30%の商店街数と30%以上の商店街数を合わせて商店街数全体の2割近い数字が、商工会議所の調査によりますと見られるということでございます。

このような中心市街地の衰退なり商店街の空洞化問題に対処するというところで、中心市街地における市街地の整備、商業の活性化ということで新たな法律案が提出されているということでございます。私ども農林水産省といたしましても、食品商業施設の集積事業というのを特定事業として位置づけ、関係省庁の施策と一体となった商業集積の推進に努めていくことにしております。

それ以外の部分でも、食品流通の構造改善ということで、昨年の基本方針に沿いまして、後継者、あるいは情報機器を活用した共同受注宅配というような実験事業などにも取り組んでいるところでございます。

16ページは少し変わりますが、最近の野菜の需給と価格の動向ということで、先ほどの卸売市場の動向とも関連するわけでありまして、価格動向につきまして、これまでの考えではなかなか理解しにくい点があるのではないかとということで整理してございます。

最近の需給動向でございますけれども、年間の消費仕向量、62年までは増加してきているわけですが、その後、この表では1,700万トン程度で横ばいで推移しているということでございます。輸入の方は、平成7年までかなり急増してきたわけですが、8年、9年と少し減っております。今年の1、2月は若干増えているというのがありますけれども、全体としては減少にあるのではないかと、こういうふうに理解してございます。

次に価格の動向ということで、年単位で見ますと右のグラフのように6年、7年、8年と、全体としては下落する傾向にあるということでございます。

それらにつきまして、17ページでございますが、流通をめぐる変化という面で整理するとここにあるようなことではないかとございまして、生産・流通・消費の各段階におきまして、例えばアにありますように、輸入野菜の増加、あるいは量販店・外食産業の伸長等々の流通構造という面で少し変化しているのではないかと。産地の方では、先ほどの大型化、供給構造が大型化しているということでございますし、消費という面では、賢明な消費というのでしょうか、むだの少ない購入行動の顕在化というのが変化としてとらえられるのではないかとございまして、そういうことで私どもといたしましては、なお書きのところでございますが、市場の入荷量と価格が必ずしも連動していないのではないかとということで、学識経験者による懇談会ということで、野菜の価格の動向とその背景となる要因の分析検討を行っているところでございます。

18ページから、表示・規格という面で幾つか整理してございまして、まず食品の表示・規格制度全般の見直しでございます。主としてJAS調査会にかかわる部分でございますけれども、簡単に御紹介させていただきますと、最初の文章でございますけれども、消費者が自らの判断に従って消費選択を行うことへのニーズが高まってきている中で、有機食品等新しい分野の食品の生産・流通が増大しているということでございます。また国際的な面では、国際的に整合性のある統一的な表示基準が求められているわけでございます。「一方」というところで、経済のボーダーレス化ということで、貿易、製造、流通面で統一ルールとしての国際規格の重要性が増しているわけでございます。コーデックス等国際規格への対応、整合化ということでございます。さらに、「また」ということでございますが、地域の原料を使用したふるさと食品など、こういったものについて評価、認証する動きもございます。それについての表示・認証のニーズが高まってきているところでございます。もう一方で規制緩和なり民間能力の活用という面も当然対応していく必要があるということでございます。

そういうことで、下の文章ではJAS調査会に基本問題委員会設置ということで、各般の見直しでございますけれども、右側でございますように、主な検討事項といたしまして表示制度の見直し、規格制度の見直し、自己認証なり自己適合性評価、あるいは民間能力の活用ということでございます。さらに地域食品認証制度という面からも検討をしているということでございます。

その中で、19ページでございますが、有機食品の検査・認証制度の導入ということでございますが、有機農産物の表示につきましては、平成5年、ガイドラインを実施したところでございまして、「有機農産物」なり「無農薬栽培農産物」等の名称で定着しつつあるというふうに理解しているわけですが、消費者からは公的な第三者機関による表示の信頼性の付与というのが要請されているところでございます。その検査・認証につきましては、国際的な調和を図りながら、我が国の気候風土といったものを十分踏まえながら行っていく必要があるということでございます。

そういうこともございますので、下の文章でございますが、「有機食品の検査・認証制度検討委員会」を開催いたしまして関係者の意見を聞き、また理解を得ながら制度の導入についての検討を行っているところでございます。

20ページに遺伝子組換え食品の表示でございますけれども、これもいろいろ幅広い議論になっているわけですが、まず、一昨年、厚生省におきまして遺伝子組換え食品の安全性確認が行われたということでございまして、市場流通が現実のものとなったことから、消費者等からその表示を求める声が高まっているわけでございますが、一方遺伝子組換え農産物につきましては、従来の農産物と実質的に同じものである場合 - 同じ場合が多いわけですが、区別が困難なことが予想されるということでございまして、加工食品になりますと、すべての原材料についてもとに戻っていくというのは大変困難ということ

でございます。そういう面で多くの問題が想定され、また議論されることになるわけでございます。私どもといたしましては、議事、内容すべてを公開しながら遺伝子組換え食品部会を開催して流通実態を踏まえた表示のあり方について検討を行っているところでございまして、右側にその開催概要ということでございます。2回目のあたりでは安全性評価の手法なり、コーデックス委員会の検討状況、5回、6回、7回では米国調査報告、EUの調査報告ということでございまして、去る3月末には海外の取組、国会での検討状況などを紹介しながら、論点整理方法及び論点の一部について検討しているところでございます。

最後に食品産業をめぐる環境問題ということでございます。後ほどの専門委員会報告にもございますけれども、大まかな点について整理してございます。

まず廃棄物問題への対応でございますけれども、これにつきましては、容器包装と食品残渣等の二つの面がございます。容器包装廃棄物のリサイクルでございますが、昨年4月から容器包装リサイクル法によりガラスびんなりペットボトルのリサイクルが開始され、一定規模以上の利用・製造等事業者を再商品化義務者として実施してきているということでございます。収集量等については後ほどの資料でございます。

二つ目の文章のところで、それがおおむね順調に推移ということでございますが、今後とも法律の趣旨・内容についての一層の普及・啓発ということが必要であろうと考えております。

なお、三つ目の文章で、平成12年から、いわゆる12年対応ということでございますが、紙製及びプラスチック製、その他紙、その他プラスチックということになりますけれども、その再商品化義務が実施されることになっております。それから、中小業者についても、適用を猶予されておりますが、これが適用されるということでございますので、そういうものを含めまして、「このため」というところでございますが、紙・プラスチック製容器包装のリサイクル手法、分別基準等について早急に検討を深め結論を得る必要があるということでございます。分別収集の状況ということで、右下の表で収集率が、ガラスびんで56.3%、ペットボトルで67%とございます。9/12ですと75%になる必要があるのですけれども、これに向けて努力をしているところでございます。

それから、22ページに有機性廃棄物のリサイクルでございます。食品産業由来の有機性廃棄物につきましては、例えば飼料としての利用も可能でございますし、堆肥化等ということで、有用資源の一つとしても注目されているものでございます。食品環境専門委員会におきまして、本年2月でございますが、有機性廃棄物のリサイクルの推進方向について報告書をまとめてございます。右側に推進方向イメージ図と書いてございますけれども、堆肥化等をし、それを、ここでは環境保全型農業における土づくりへの活用、農産物として、また食品製造業、流通業、外食というところで利活用していくと、こういったリサ

イクルということでございます。

報告書のポイントはということで、二つ目の文章のところ三つほど掲げてございます。こういった報告がまとまりましたものですから、今後は、この報告書を踏まえ、必要な施策の具体化を図っていくということで検討を進めているところでございます。

23ページでございますけれども、地球規模での環境問題への対応ということで地球温暖化の防止でございます。これにつきましては、政府としての動きということでエネルギー使用の合理化に関する法律の改正が今国会で予定されているわけでございます。改正案の概要としては、一層のエネルギー消費効率の改善ということでトップランナー方式の導入といった制度、それから、エネルギーの多消費工場につきまして将来の合理化計画の提出、あるいは中規模の企業には使用状況記録義務といったものが制度化されるということでございます。

特定フロン、代替フロンの関係では、特定フロンの方では業務用冷蔵庫に充填されました特定フロンが残存しているわけですので、この回収の促進のために昨年通達を出しながら関係業界に周知し、回収の促進を図っているところでございます。代替フロンにつきましては、温室効果ガスといった認定もございまして、適切な回収に努力していく必要があるかと思っております。

24ページでございますが、環境問題への自主的な取組ということでは、ISO14001の取得につきまして、食品産業全体の取得数、右側にもございますように水準が低い状況でございますので、取得促進に向けての啓発ということを行っているところでございます。

また、業界の環境自主行動計画の策定というのがございますけれども、経団連といたしまして各産業の行動計画ということで、これまで食品産業では2業種、砂糖とビールで計画が策定されてございますので、農林水産省としても食品産業センターと協調しながら、食品産業の中で業種ごとの環境自主行動計画の策定につきまして検討をお願いしており、このためにいろいろな面からの情報提供等を行っているということでございます。かなり省略しまして恐縮ですけれども、最初にお話ししましたように、当面する課題という面で整理したものでございます。よろしく願いいたします。

会長 ただいま事務局より、食品流通に関する現状と課題という内容のお話がございました。お聞きになってお感じになられたと思いますが、食料の量的安定性ということよりは、質的な安全性といったようなことがだんだん課題として大きくなってきたかなという感じもするわけでございますが、量的な問題、質的な問題、両面にわたって何かお気づきの点がございましたら御発言をお願いしたいと思います。どこからでもよろしゅうございますが。

それでは私から、最初に小さな問題について御質問申し上げたいと思いますが、例えば4ページに、商業統計における料理品販売額の推移というのがございます。「料理品」と

というのは定義はどういうものなんでしょうか。実は15ページには調理品というので統計数字が載っているんですが、調理品というのは部分的なものであり、料理品というともうちょっと、テーブルに乗せてそのまま食事になると、こういうようなイメージはするわけですが、特に「料理品小売業」なんていうのがあるんですが、料理品小売業というのはどういうものかということでございます。

事務局 すみません。商業統計上の言葉であるということしか分かりません。

会長 そうですか。

委員 私も、一番気になる分野なんですけど、資料の4ページを見ていただきたいんですが、平成6年で料理品の販売額計が3兆9,000億になっていますね。これが、実は平成9年度で5兆8,000億になっていまして、年率で1割弱の伸びを示しているんです。今の会長の御質問でいうと、商品のジャンルとしては、平たく言うとお弁当と、お惣菜と、調理パンの3種が主です。この三つで90%以上をカバーしていると考えていいと思います。

実は、食品産業全体で言いますと、成長力があるのはここだけなんです。今や食品産業全体は完全に成長力がなくなってきた。この成長力は、逆に言うと外食産業の一部を食っている。それから、冷食なんかを例にとると、食品メーカーの分野でも家庭向けが減って営業用が増えるという形のファクターに働くわけですね。それから、業態はどういう業態があるかといいますと、これが千差万別ですが、大きく分けますと三つぐらいあるでしょう。一つはメーカーが間接的にその業種に進出しているのがある。もう一つは、外食産業自体が店頭でたくさん売られるようになってきた。これは日本だけではなく、外国もそうなんです。ヨーロッパでもアメリカでも、先進国はどんどん売られるようになってきた。それから3番目は、一番売り上げが大きいのはスーパーとコンビニでして、この一、二年の特徴を見ますと、コンビニだけじゃなくてスーパーの売り上げが飛躍的にふえた。したがって資本系列的には、メーカーの系列もあるし、外食の系列もあるし、流通業者の系列もあるという形なんです。

これは、確かに質指向で、味の問題とか、安全性の問題が大きく話題になっていますけれど、一番大きなこれを支えているファクターは、私はサービス経済化の流れというか、要するに便利な食品、コンビニエンスということに尽きると思うんです。消費階層を調べてみますと、初めは若年層に集中していたんですよ。ところが今は勤労者全般が食べるようになってきましたし、最近特に顕著なのは老人家庭の消費量が増えているのです。これは単身世帯とか核家族が増えているからでしょうね。そういう点では非常にユニークな存在なんです。その定義ということになると極めてファジーでして、ちょっと定義ができないのではないかなと思います。

会長 どうぞ。

委員 問題意識は今の問題と共通しているんですけど、細かいことで恐縮なんですけど

、1ページ目の右の下段に農水産物の部門別仕向の状況というのがございますね。この中で、データが平成5年で古いわけですが、ちょっとひっかかったのは、直接消費仕向が60年が62.3%に対して65.5%というふうに増えているわけですよ。これをどう解釈したらいいかということなんですけど、これは金額ベースなもので、量的にどうかということがよくわからないんですね。量的に増えたのか、それとも単価が上がったのか、その辺のことがよくわからないんですけど、私が知りたいのは、平成5年というのはちょっと古過ぎるから、最近どうなっているのかということですね。

今の話と逆なんですよ。今は食品産業全体で伸びているのが、委員がおっしゃった惣菜と弁当とパンだと。これが市場の関係者の共通認識だと思うんですけども、それを裏づける数字になっているかどうか、その辺なんですよ。わかる範囲で教えていただきたいなと・・・。

会長 どうぞ。

事務局 数字で全部分析してないんですけども、平成5年、たしか不作の年で、いろいろな形で価格が上がって結果的に大きかったというのと、最近、国内産の物というのは加工になかなか行かなくて、直接消費に行く。言葉が適切かどうかわからないんですが、いい物がそのまま食べられるということで、全体のボリュームが小さくなった中で高く売れる直接仕向けのウエートが高くなっていると、そういう傾向ではないかと思うんですが、具体的な資料につきましては・・・。

○委員 きれいに言えば、高付加価値型というか、そういうふうに移行していると解釈し切っていいんですかね。

事務局 傾向としてはそういうふうには言えるのではないかと考えているんですが、今7年のものを分析中なものですから、それを踏まえて、後ほどいい資料ができましたらお送りできたらと思います。

委員 こういうことを伺いたくなかったのは、安全性の問題で有機農産物とか、安全性をどこかで認証された規格品だとか、そういう議論はいっぱいあるんですけども、例えば八百屋さんとかスーパーマーケットで有機農法による野菜というのは必ずしも売れていないんですよ。売上実績からいくとそんなによくないんですよ。確かにアンケート調査なんかでは必ず高い関心を示すような答えが出ているんですけど、現実の購買行動は必ずしもそれがそのまま当てはまるとは言えないような・・・。その辺が非常に解釈しにくいというか、多様と言ってしまえばそれまでなんで、その辺の解釈が非常に難しいところなんで、数量的に裏づけが出ればそれを知りたいということなんですけど、機会がございましたら教えていただければと・・・。

会長 極力新しい統計を使っていただきたいと、こういうことだろうと思います。どうぞ。

委員 今のは、資料の7ページと6ページの関係をどう見るかというのがわからないん

ですよ。私は実は委員と逆の見方をしました。つまり国内農産物の加工原材料としての比率はまあまあ頭打ちだと。そう増えないと。しかし実は、次のページを見るとわかるように、一次加工品と最終製品の輸入は激増しているんですよ。用途別食料品輸入額というのがあるでしょう。7ページに。この輸入最終製品の中には、今の商品分類では、例えば冷食の野菜なんかは全部これに入っているわけです。それからもう一つ、生鮮食品向けと書いているものの中で、最終的にさっき言った中食業者や外食業者、場合によっては加工メーカーに行く分も入っているわけですよ。そういうものを全部含めて見ると、私は家庭用に回っている率は、はっきり言って下がってきているなという感じです。

その中で質の関係から、僕は有機農法の農産物が、確かに僕も委員と同じように気になるんで、二、三箇所、スーパー等に聞いてみたけど、余り売れていないですね。高過ぎるので、で、ふぞろいで。だけでも野菜については、国内の農産物が味がいいし質がいいという形で、例えばこの間も驚いたんだけど、グリーンアスパラガスを例にとると、値段が4倍違いますよ。国産品とメキシコからの輸入品なんかを比較すると。だけでも確実に国内の方が売れているらしいですね。そこら辺は「有機」の切り口で切れないんじゃないかなという気がして、むしろ国内の物が売れているという感じじゃないかなという気がしますがね。

会長 どうぞ。

委員 今、委員がおっしゃったように、私どもの方も調査をしまして、もちろんスーパーもそうですが、このごろ小売店も原産国を表示するようになりまして、国内産の物を選ぼうという消費者がふえてきていると、スーパーばかりでなくて小売店の方もどんどん表示をするようになってきていますし、義務化の5品目どころでなくて、随分広がってきておりますので、そういう意味では、国内産の農産物というのは上昇気流にあるのかなという感じが、統計からはどこまで読み取れるかわかりませんが、調査の中では末端の段階で出てきているのではないかと思います。それが一つ。

その前にお話の出ておりました料理品のお店、料理品をつくっているのは、コンビニとかスーパーもありますし、製造メーカーもあるというお話ですが、地域の小さな、それぞれ1~4人の従業者、14ページにもありますが、飲食料品小売業の中の、そこにも入るのかなと思いますが、お弁当屋さんで温かいものを供給するというので、うちの事務所のそばのお弁当屋さんも大変活気づいて、むしろコンビニの方に行かないでそっちに行くようになり、私の住んでいるところでもそういう傾向があるんで、これからの小売業の活性化の中にはどんどん進出してくる面が生まれてきているのではないかと。そういうことも変わってきているものの一つに挙げられるというふうに感じますので、一言。

会長 国内野菜が売れている。有機野菜が余り売れていないのではないかとというようなお話がございましたが、お二方からお伺いしたいと思うんですが、どうですか。

委員 有機野菜の問題は、着実に伸びていると思います。確かに思っているような売れ方はしていないと思いますが、それは消費者の方が「有機野菜って何や」と。「書いているけど、あれは本当か」と、疑問に思っているんじゃないかなと思うんです。事実、私たち売っている者も、これは本当に有機野菜なのかと。無農薬と言っているけど、本当に無農薬なのかと疑問を持っております。基準、そういうものがまだはっきりしていないところに問題があるんじゃないかなという思いがいたします。

それから、先ほどの野菜の云々ですけれども、為替が80円代や90円代の時だったら非常に原価が安くて輸入はできたと思いますが、最近の状況を考えますと、原価が非常に高くなっております。生鮮野菜のですね。それと同時に、国内の野菜が、ここ一、二カ月は高いですけれども、ずっと低落状況ですね。非常に安い。そういうところがこの数字にあらわれているんじゃないかなというように思っております。大体私たちは、キロ当たり、平均ですが、260円から280円ぐらいが一番いいところじゃないかなと。それ以上高くなりますと輸入がふえていく。低くなると輸入が減っていく。そういう傾向にあるように思っております。以上です。

会長 有機野菜の方はいかがですか。

委員 外食での有機野菜、あるいは有機食材の取扱いというのは、まだ非常に限定品目で行われております。自分たちが取り扱えるということを前提にして、消費者の皆さん方に、いかがでしょうか、有機野菜です、有機のお米ですというふうな提案をしながら使っていただくという形ですから、消費者の皆さん方から、あれをちょうだい、これをちょうだいというのは意味合いが違って来るわけです。

そこでどんなふうに行われているかといいますと、近ごろ一番力が入っておりますのはお米になります。お米が、かなりの量で低農薬ないしは有機栽培に基づいて契約で、私どものグループで申しますと年間約2万トンが、7～8割それで手当てができております。かなり大きな量になっていますし、ほかのチェーンの皆さんもそういう取組を開始しております。取り組みやすいものからそういうふうに入っていると思います。これは徐々にふえておまして、これからもふえていくだろうと思います。

それから、野菜類で有機野菜を使っておりますというのは、消費者にとってみれば非常にイメージの高いことになりますので、御自分が食べるか食べないかは別として、そういうことをやることに対する賛成といいたしめようか、支援というのはあるように感じております。少なくとも後ろへ下がるというような状況ではないような気がしております。

それから、マイクをいただいたものですから、別なテーマで一つ申し上げたいことがあるんですが。

会長 どうぞ。

委員 14ページになりますが、中心市街地における食品流通業の役割というところで書かれておりますが、ここでは外食のことが書いてありませんが、外食も、今日までの産

業化の中で基本的には中心街ではなく郊外で、駐車場をたっぷり用意できるような場所で発展をし、店数をふやしてきております。それが最近是非常に激戦になってまいりまして、かなり飽和状態になっております。そして何が起きているかといいますと、逆に市街地へ向かって進出が始まっております。どうして最近になって市街地へ出るかといいますと、地価の下落と物件の下落で、例えばファミリーレストランが都心部でお店をやっても採算がとれるようになってきたわけです。そういう現象で、まだ統計的数字では出てこないと思いますけれども、いずれ中心部、都心部、あるいは郊外でも市街地の方にお店が多くなっていく可能性があります。そういう意味で言いますと、例えばそのお年寄りの人のための食事の提供というものも変わっていくだろうと思われまます。これから予測される傾向としてちょっと申し上げます。

会長 どうぞ。

委員 おわかりにならなければ結構ですけれども、業界の方もおられるものですから、一つ伺いたいですけど、去年の3月31日まで、各スーパーが為替予約をしていたのは、たしか103円だったというふうに思うんですが、それから予約していませんから、この円安がもろにきいてきているはずなんですね。ところがスーパーの食料品、3割以上輸入品だと思うんですけれども、余り上がっていない。一体どこで吸収して、どこまでもつんだらうかと私は大変心配をしております、どうして食品流通業界から、円安は困るよという声が大きな声として出ないんだらうかなというのが不思議なんですけれども、もしわかりましたらその辺の事情をお聞かせいただければと思います。

というのは、7ページの用途別食料輸入額の推移を見ますと、ずっと円高にきている時点で、非常に幸せな時だったんですね。8年、9年、10年というのは非常に不幸せな時期でありまして、猛烈に効いているはずだと思うもんですから、一つ伺いたいと思います。

それから、マイクをいただきましたのでついでにもう一つ、これもお答えできなければ結構でございますけど、食品流通の前に、実は港とか空港の話があるはずなんですね。輸入を中心に考えますと、日本の、特に大消費地の5大港の機能というのが、かなり諸外国に比べて割高になり、かつ地方港湾に比べて割高になっていまして、そんなことはここで議論する話ではない、運輸省の審議会があるんでしょうけれども、その辺については何か考えておられるのかどうか。つまり食料品の流通に関連して、コストを軽減し、消費者にできるだけ安全でいい物を送るために港の機能、空港の機能をこうしてほしいということをお考えおられるのかどうか。

3番目は非常に聞きにくい話なんですけれども、加工食料品が非常に多くなりまして、バブルの一時期、1,000万トンの食料を捨てているという、日本の思い上がりの象徴的な例として言われていたんですけれども、まことに申しわけありませんが、でき上がった食料品をどの程度現段階で捨てているのか、わからなければ結構でございますけど、教えて

いただければと思います。素人で妙な質問をして申しわけありませんけれども、お願いいたします。

会長 幾つかありますが、どうですか、農水省さんの方で答えられるもの。一番最後の問題なんかは農水省さんがよろしいんじゃないですか。

事務局 最後の問題についてお答え申し上げます。

私どもの方で推計した数字はございませんけれども、お手元に「食品産業の有機性廃棄物のリサイクルの推進方向」という資料がございます。この20ページをごらんいただきたいと思います。これは船井総合研究所経営コンサルタントの内藤さんという方が推計した数字でございますけれども、大体1日1人当たり1kgの生ごみが出るということで、人口を掛けますと、食料品が占める割合を40%といたしまして、年間2,000万トン近くになるという推計もございます。かなりの量が出ているのではないかというふうに見ております。以上でございます。

会長 何か事務局から。

事務局 不十分で恐縮なんですけど、この試算は、いろいろな資料をよく見ていきますと、かなり大きめの数字でございまして、計算しますと1,000万トンぐらいとか、あるいは家庭からの生ごみというんですか、捨てられているのが数百万トンとか、いろいろな数字がございますけれども、1,000万トンぐらいというようなことはよく紹介されているということでございます。

それから、港湾なり空港なりを活用して輸入品のコストというんですか、物流を円滑にしようということで、いわゆるF A Z地域で、例えば川崎港が食品を中心とした地域として3月に開いたところですから、そういった面での今後の活用というんですか、そういうこともございますし、もう一つ成田空港の近辺に、将来に向かってなんですけれども、物流基地の整備というのを別途検討されておまして、私どもの方もそういった検討に参画しているというような状況でございます。

会長 一番最初の、スーパーは103円で予約しているのに、その後余り安くならないけれどもどうなんだと。この問題、私もちょっと申し上げたいと思うんですよ。実は、私の会社も肉とか魚の輸入元になっておまして、ここのところの円安では大損をいたしております。つまり、スーパーさんが相場は引けであると、市場で売れない値段では買えないということになると、結局勝負を張るのは我々輸入元であるわけなんです。

大体、今まで円安というのは輸入元にはどういうことだったかといいますと、意外とプラスに働いていたんです。つまり、この次に入ってくるのは高くなりますよということで、今この価格で買っておきなさいと。逆に円高になりますと、この次に入ってくるのはもっと安くなるだろうと向こうに足元を読まれちゃうわけですね。円高で逆に損をして、円安でもうけると、こういうような傾向があったもんですから、円安はやがて吸収されるだろうというような気持ちでそのままきたところが、とても市場がその価格ではついてこれ

ないと、こういうことになって、我々輸入元は大損をしたと。

そうしますと、川上でリスクを張るといことは難しいと。川下の方にリスクを張ってもらえないんじゃないかというようなことで、川下さんに一生懸命頼むわけですね。こういうやり方です。もう一つは輸出する業者と、こんな損を毎年やってられないよと。長くうちと取引していくならお互いに利益は折半していこうじゃないかと。損も折半だと、こういうような形で、輸出元といろいろお話し合いをしながら、この商売をやめるわけにはいかないんだから、だれかが極端に損をするというようなことは避けていこうじゃないかというようなことでやっているんですが、そんなことが申し上げられるかと思えます。

委員 私も全く委員と同じ疑問を持ったんです。で、調べてみて二つ三つ気がついたことがあるんですよ。まず細かい点から言いますと、今までは輸入品がスーパーマーケットの目玉商品だったんです。円高の時代は。その目玉商品が輸入品でなくなってきたということが非常に大きい。

2番目の問題は、案外食料品については円建て取引というか、東南アジアからの輸入のウエートがかなり高いという問題がある。しかも最近特徴的なのは、これは委員が御存じだと思うんですけど、食料品の輸入について輸入先が非常に多元化したんです。生鮮食料品でもそうですけど、非常に多元化しまして、かなりソフトカレンシーの国がふえてきています。

3番目が一番大きな点なんですよ。これが会長の言われた点なんですけど、象徴的な例はコーヒーなんですよ。コーヒーは、国際相場が急騰したことと円が安くなったために、輸入の生豆の価格は約2倍になったんですよ、この3年間に。ところが納入価格はどうしても4割以上上げられないんです。これは決算を見たらわかるんで、ほかはいろいろなことをやっているからわかりにくいんですけど、コーヒーのメーカーを見るとわかるが、売上高がふえて、減益になって赤字経営になってしまったんですよ。これはまさにいつも言われている川下のバイイングパワーの問題で、その三つあたりが出ているんで、今のまま続くわけにはいかんと僕は思いますけどね。

委員 大変参考になるお話を聞きましたけど、14ページと15ページについて、お尋ねしたいというよりも、私ども、実は一番川下におりまして、今、会長初めいろいろな方から川下に対して、もうちょっとというようなお話がありますけど、実は、今年の2月に食品小売業、米、酒初め生鮮3品、花屋さんなどを含めまして9団体が横断的な協議会をつくったんだよという点で、まさしく14ページ、15ページの流れの中で、私どもも今後それぞれ情報を交換しながら前向きに進みたいと、このように思っているわけですけども、いろいろな関係で小売業の業態も変えていかなければいけないだろうと。この数字を見ますと、本当に日本の専門的な小売業が街から消えるようなことがあったならば、これは

大変な問題になるだろうと、そういうように私は思うんで、ここで御提案というよりも、ぜひこれも取組にしたいなということは、これまでの取り組み方について、15ページの最後の段に、大変御丁寧に、本当に御協力いただいているわけでございますけれども、中心市街地の活性化の支援策としまして、商店街の中にそれら9団体、それと食品を扱う業態が一つになったような共同店舗のモデル的なものを各地域ごとに推進したいなというような考え方もあるんですが、高齢化の進む中で歩いて買い物ができるような範囲、そういう面をもっとこの中に、ちょっと足りないのかなと思うんで、その辺、ひとつお願いしたいなというような感じもあるんです。

実際に、このままの状態で行きますと、魚屋さんも、八百屋さんも、肉屋さんも、まさしくなくなると私は思うんです。現在でも年々会員が減少してきておりますので。川下の活性化がなければ、卸さんも仲卸さんも、全体の経済のバランスというものが失われていくだろうと、このように思いますので、私どもも精いっぱい頑張らせていただきますけれども、国策というより、御支援の方を、お願いできるものであれば今日の資料の中にひとつ含めていただきたいものだなというようなお願いなんですけれども、その辺はいかなんもんでしょう。

会長 どうぞ。

事務局 委員から質問がありましたので、二つ、ついでですからお答えをさせていただきますと思います。

一つは、今の御要望に対しては、資料をどうするかという話ではなくて、今後の食品流通行政のあり方ということで検討させていただきたいと思います。今日も、この後で生鮮食品流通に関する検討会を始めることについて御説明させていただきますので、そういう中でも勉強していきたいというふうに思います。

それからもう一つ、委員から先ほどお話のありました5大港の機能とか空港の機能の話なんですけれども、これは、さっき事務局から説明しましたけれども、実は食品だけではなくて、物流合理化が政府全体のテーマになっておりまして、霞が関の関係各省と自民党の関係部会、それらが両々相まって、自民党の中では物流調査会、物流関係省庁の協議会、そういう形で検討を進めてきております。特に食品流通の問題につきましても、これからは徹底的に物流合理化とか情報化というところが課題であるだろうというふうに我々も思っておりまして、平成10年度の予算で生鮮流通についてはロジスティクス構築の実験事業も予算化しているんですけれども、流通の各段階、卸売市場なら卸売市場、川上なら川上だけの話ではなくて、トータルとしてどういうふうに進めていくかということを考えていかなければいけないだろうというふうに思っています。その際には農林水産省だけの話ではなくて、運輸省だとか、建設省だとか、通産省だとか、自治省だとか、各省とも協力しながら進めていかなければいけないだろうという問題意識を持っておりまして、そんなようなことで、政府全体の動きと両々相まって検討していきたい、進めていきたいという

ふうに思っております。

会長 ありがとうございます。どうぞ。

委員 すみません。全然関係ないというか、21ページの食品産業をめぐる環境問題のところで、私、前に聞いたような気がするんですけど、もう一度お聞きしたいんですが、私たちは発砲スチロールで非常に悩んでいるんです。発砲スチロールというのは対象として入らないのかどうか。全然入っていませんのでね。申しわけございませんが。

会長 それではどなたか……。あるいは、後ほどの環境問題のところに出てくるかどうかですね。どちらでお返事しますか。

事務局 お答え申し上げます。

基本的には、これは容器包装ということでございまして、かつ一般廃棄物にかかわりますものでございますので、その他プラスチック製容器包装という中に発砲スチロールも入ってまいりと思えますけれども、一般家庭のごみを対象にしてまいりますので、市場から出るごみは産業廃棄物ということになると思います。

会長 それでは、環境問題のところでも改めて御説明をいただいてもよろしいかと思えます。

最後に一つ私から、どちらかに教えてもらいたいんですが、事務局からも、ロジスティクスの構築ということは大変重要な課題である。そういう中で一番端的にあらわれるのがECRの追求ですね。ECRというのはその後前向きに進んでいるのかどうか。食品流通の先端を行くシステムとしてどういうものかなど。その辺をちょっと……。

委員 日本という国は、まず第1は、言葉が先に流行ってしまうんですね。ECRという言葉が出てきまして、中には、おれはECRというのはいやだというんでQRと呼んでいる業界もございしますが、新しい小売り囲い込みの方法らしいというんで、一時やけに研究されました。言葉だけが流行りました。もっと別な言葉で言うと、新聞・雑誌の活字と講演会のテーマとしてやけに流行りました。では消えたかといいますと、消えてはおりません。なぜかといいますと、これはやっぱり大事ならしいというんで、地道に、本格的に研究が進むようになりまして。

ただ、ECRというのは御承知のように、生産、卸、小売を縦に貫いて、全体で流通の効率化を図ろうというテーマでございまして、製配販がトータルで協力し合うという条件が必要なんですけど、先ほどからの議論にもございますように、メーカーと卸はメーカーと卸で綱引きをやっているし、卸と小売は卸と小売で綱引きをやっているし、綱引き社会だもんですから、3者が協力してというのがなかなか進まないのでもございますが、食料品に関しましては、加工食品で加食協あたりを中心に、情報システム化の中でこのような動きが見直されておりますし、生鮮及び花卉に関しては、後ほどの議題になろうかと思えますが、情報システム化が進もうとしておりますので、そういう中でサプライチェーン全体

を通した流通合理化という意味でのE C Rというのが進展をしていこう。あるいは、させるべきであると、こんなふうに考えております。

委員 ロジスティクスについて一言申し上げたいと思います。

港の整備その他、いろいろ確かに課題があると思いますが、F A Zのような機能を活用した形で物流コストをいかにして下げようかという動きが始まっているわけですが、物流コストの一番大きい要因は、港に入ってくるまで、あるいは港の処理の問題よりも、国内物流に非常に問題があるというんでしょうか、それを解決するためには、先ほどからお話が出ていますようにトータルシステムを変えないと、高速道路の料金が安いから云々とか、確かに物流コストを押し上げる要因というのはそういったものも入りますけれども、流通・加工から店頭までのトータルの仕組みをいかに手をかけない形で流通させられるかということで、物の動きと情報の動きをリンクさせた形で、そういう意味で「ロジスティクス」という言葉が農水省でもよく使われるようになってきているというふうに理解しておりますが、流通の一番大きい問題は、情報化の問題と、もう一つはそれを結びつけた物流コストをいかに下げるかということで、今後の具体的にコストを下げる動きをどう加速させていくかということが食品流通の大きな問題の一つになるというふうに思います。

会長 ありがとうございます。どうぞ。

委員 後ほどのテーマになるかもしれませんが、先ほど来、高齢者のためにも小規模小売店の活性化が問題だということで、市街地の活性化の問題とか、いろいろ出ているわけなんですけれども、今のお話のE C Rとか、ロジスティクスとか、情報化の問題、全部かわってくるんですけれども、うんと単純化して言えば、加工食品と生鮮食品の流通が構造的に違う。特に生鮮食品を中心とした末端の小売店が弱い理由というのは、川上の、例えば10ページの卸売市場の今後の課題のところ、右下にございますけれども、仲卸のリテールサポート、この面で、ドライグロサリーと生鮮を比較すると端的に出てくる問題が、ロジスティクスの問題も含めたリテールサポートの問題じゃないかと思うんですね。そういう意味では、先ほど小規模小売店の活性化が急がれると、最近では世論もかなりそういう議論が出ていると思うんですが、仲卸のリテールサポート機能をめぐる、このあたりの問題が非常に急がれる重要な問題だと思うんですね。ここに書いてはあるわけなんですけれども、現段階の進捗状況とか、今後の施策とか、そういう問題。E C Rの問題も含められると思うんです。活性化の対策というのは幾つもあると思うんです。だけれども、これを重点的に取り上げることが非常に重要じゃないかなと感じたんですが、そのあたりの状況はどうなんでしょうか。

会長 それでは事務局から。

事務局 今御指摘いただいたとおりでございます。また、先ほど事務局からお話ししまして、一番最後のところで、今後そういうことを含めまして十分検討、勉強を急ぎ、対策につきましても考えていこうということで、最後にお話ししたいと思っておりますけれども

、御指摘のとおりだろうと、このように思っております。

会長 大体この問題につきましての御意見は出たかと思うんですが、どなたか、まだ御質問ございましょうか。

なければ、次の議題に入りたいと思います。

## (2) 食品環境専門委員会の審議経過について

会長 次は、食品環境専門委員会の審議経過についてでございますが、委員長より御報告をお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

委員長 それでは、私が委員長をしております食品環境専門委員会の審議経過について御報告させていただきたいと思っております。

食品環境専門委員会につきましては、平成9年の7月9日の第1回から、今年の3月23日までに合計6回の委員会を開催いたしました。一つは、食品産業の有機性廃棄物のリサイクルのあり方、もう一つは容器包装リサイクル法の施行に関する課題等、そういう二つについての検討をまいりました。

まず最初の食品産業の有機性廃棄物のリサイクルの問題についてでありますけれども、リサイクルの一層の促進と、環境保全型農業の推進の観点から、食品産業の有機性廃棄物の堆肥化と農業への利用を中心とした推進方向につきまして第1回から5回にわたって検討を行い、委員会での検討結果を本年の2月27日に報告書という形で取りまとめをさせていただきます。

それから、もう一つの容器包装リサイクル法の関係でございますけれども、第4回以降の委員会で、平成10年度の再商品化義務量の算定に必要な数値等についての審議と、平成12年度から実施されます再商品化義務の対象となります紙・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクル手法の現状と課題について検討を行ってきているところでございます。

以上が食品環境専門委員会の審議経過の概要でございますが、詳細につきましては事務局より御報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長 それではどうぞ。

事務局 食品環境専門委員会の事務局でございます。よろしくお願い致します。

お手元の資料4をごらんいただきたいと思いますけれども、これに基づきまして食品環境専門委員会の審議経過について御説明申し上げます。

まず1の設置経緯でございますけれども、従前は、食品流通審議会に「容器包装リサイクル専門委員会」というものが設置されておりましたけれども、食品産業における環境問題をより広い角度から検討するため、この専門委員会を発展的に改組いたしまして「食品

環境専門委員会」を設置することといたしまして、昨年5月12日に開催されました本審議会におきまして御了承を得て設立に至ったものであります。委員の名簿は別紙1のとおりでございます、先ほど御報告いただきました委員を委員長といたしまして、24名の委員で構成されております。

2の開催状況でございますけれども、平成9年7月以降、計6回開催されまして、精力的な御審議をいただいております。検討状況は別紙2でございます。主要なテーマは3点ございまして、第1は食品産業の有機性廃棄物のリサイクルに関する事。第2点目は容器包装リサイクル法に基づき、既に再商品化が義務づけられておりますガラスとペットボトルのリサイクルに関する事。3点目は、容器包装リサイクル法に基づき平成12年度から再商品化の義務が生じます紙・プラスチックのリサイクルに関する事でございます。

第1点目の食品産業の有機性廃棄物のリサイクルにつきましては、食品産業の有機性廃棄物の堆肥化と農業への利用を中心といたしましてリサイクルの推進方向につきまして御検討をいただきまして、先ほど御報告をいただきましたように平成10年2月に報告書を取りまとめていただいております。報告書につきましてはお手元に配付してございますので後ほど御高覧いただきたいと存じますけれども、内容のポイントといたしましては、第1点目といたしまして、食品産業から排出される排水汚泥や動植物性残渣、魚腸骨、野菜くず、生ごみ等の有機性廃棄物についても、焼却や埋め立て処理だけでなくリサイクルを推進することが必要である。第2点目といたしまして、リサイクルの方向といたしましては、資源循環型リサイクルの構築と環境保全型農業の推進の観点から、堆肥化と農業への利用の推進が重要であるということでございます。3点目といたしまして、堆肥化と農業への利用の推進に当たりましては、堆肥化のコストの引下げとか品質向上、成分等の表示、堆肥利用の促進等の施策を推進することが必要というものがこの報告書のポイントとなっております。

それから、第2点目のガラスとペットボトルのリサイクルに関することでございますけれども、資料4の中ほどの(2)でございますけれども、3点ございます。1点目のペットボトルの再商品化計画の改訂でございますけれども、ペットボトルの再商品化計画につきましては平成8年度に定めまして、平成9年度以降のペットボトルの再商品化量を年間1万7,500トンというふうに見込んでおりました。ただ、その後ペットボトルの再商品化施設の新規設置が相次いで再商品化能力がかなり高まっておりますので、計画を改訂いたしまして、平成10年度から13年度までの5年間の再商品化の見込み量を年間3万400トンといたしたものであります。

2点目の のところでございますけれども、平成10年度の再商品化義務量の算定のために必要な量・比率等の決定でございますけれども、御承知のように、容器包装リサイクル法につきましては、一定の手續に基づきまして個々の事業者の再商品化をしなければならぬ義務量というものを算出する仕組みになっております。具体的には、手續といたし

ましては、ガラスやペットボトルなどの特定容器の全体の再商品化義務総量というものを求めまして、さらにこれを業種別に割り振ります。この業種別の再商品化義務量に個々の事業者の責任比率を掛けまして個々の事業者の再商品化義務量を算出することになります。これを算出するために必要な各種数値は主務大臣が定めることになっておりますけれども、これを定めるのに先立ちまして専門委員会の御意見を聞いたものでございます。各種数値につきましては別紙3に記載のとおりでございまして、非常に細かい内容になっております。

後でござらぬいただきたいと思っておりますけれども、これにつきましては二つの調査によりまして算出させていただいております。一つは当省及び通産省が実施します容器包装利用・製造等実態調査、二つ目が厚生省が実施しております容器包装廃棄物分類調査、いわば出口と入口の両方から排出見込み量を調査いたしまして算出させていただいております。詳細につきましては、時間の関係もございまして説明を省略させていただきたいと思っております。

それから、でございますけれども、財団法人日本容器包装リサイクル協会でございますけれども、これは特定事業者から委託を受けまして再商品化の義務を代行するこの法律に基づきます指定法人でございますけれども、この事業計画書及び収支予算書等につきまして御報告させていただいたところであります。

この御審議をいただきまして、省令・告示等の諸手続につきましては、委員会での意見聴取を踏まえまして、昨年12月に行ったところでございます。

3点目に、(3)の紙・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクル関係でございますけれども、御承知のように平成12年度から紙・プラスチックにかかわります容器包装につきましても容器包装リサイクル法が適用されまして再商品化の義務が生ずることになります。ただ、必ずしも有効なりサイクル手法というのが確定しておりませんので、紙やプラスチックにかかわります有効なりサイクル手法を検討するため、固形燃料化などの手法につきまして関係業界からその内容、課題等につきましてヒアリングを実施したところでございます。

以上が昨年度におきます食品環境専門委員会の審議内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質疑をお願いしたいと思います。どうぞ。

委員 有機性廃棄物の農業への利用のことで二つばかり伺いたいんですけれども、一つは堆肥化、コンポストは既に実績があって、試みも行われていると思うんですけれども、飼料化の方ですね。飼料化は、「食品産業の有機性廃棄物のリサイクルの推進方向」を見ますと、15ページの真ん中ぐらいに2行ばかり書いてありますが、それ以外は、全部見

てないからわからないですけど、恐らく記述がないんじゃないかと思うんですが、この間取材をしたら、今年の1月から、ある大手のコンビニが飼料のためのプロジェクトを立ち上げて、北海道で既に実験的に作り出して、水産物については出荷をしていると。もちろんパイロット商品として出荷をしているわけですけど。そういうことを聞いたばかりなものですから、この検討会では、そういうこともいろいろ議論はしたんだけど、飼料化というのは上手くいかない。いろいろな問題点があって、前向きにここに記すというところまではまだ行っていないという結論でそういうことになっているのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思うんです。

委員長 たまたまここで扱った事例が飼料化のケースは少なかったということだけで、関心の持ち方としては全くおっしゃるとおりだと思います。私が知っている範囲内では、豆腐のおからが大変な飼料になる可能性を持っているとか、そういう取組が始まりつつあると思いますけれども、たまたま委員会では既に実験中の取組をしているところが中心になったものですから、飼料化の例が少なかったということだけで、軽視しているわけではないということを付け加えさせていただきたいと思います。

委員 それと、今度は堆肥の方ですけども、これを現場で使っていく上では、農協なり、それに準ずる農業団体の思惑というか、姿勢というか、そういうことが大きく影響してくるんじゃないかという気がするんですね。例えば、今やっているリサイクルの試みというのは、契約農家に対してこれを使ってみってくれと。そのかわりできた野菜はこっちへ回してもらおうというふうなリサイクルをやっていると思うんですが、もう少し量がふえてきて、しかも組織的に行うということになった場合には、恐らく全農なんかの、既に肥料の販売体制をつくり上げているところと、一体利用のあり方がどうなるのかという、つまり利用のサイクルの中うまく組み込まれていけば、もちろん品質がきちんとしているということが大前提ですけど、品質が保証されて、そういうところへ組み込まれていくということが私は大事だと思うんですが、この報告書のメンバーの顔ぶれを見ても、そういう方がいないような気がしまして、その辺のところの議論が行われていたのかどうかということに伺いたいと思います。

委員長 この報告書にきちんと表現されているかどうかはちょっとあれなんですけれども、考え方は、今、委員がおっしゃったとおりだと思います。ごみを出す側、処理をする手法、そしてそれを活用する側、この三つがあらかじめ同じ考え方に立たない限りはこのリサイクル手法というのはうまくいかないんじゃないかということで、その中で日本フードサービス協会の事例が載っておりますけれども、まさにこれは、ごみの出し方、堆肥のつくり方、それから、できればそれを使って栽培した農家の野菜を出した側が引き取るというんでしょうか、そういう循環型の仕組みをあらかじめ考えておくというようなことが非常に重要であって、どんなに品質のいい安定した堆肥ができたとしても、使ってくださという形では普及しないのではないかとすることは、各委員からも大変強い意見が出

まして、そういう方向性で考えたいというふうに私は理解しております。

事務局 委員長がお話ししたとおりでございますけれども、若干補足させていただきますと、飼料面での利用についても、付加価値から使えるに越したことはないので、まず、その利活用について考えていく必要との考え、また、農業（者）サイドの考えについても、29ページにあるように、神奈川県農業総合研究所の方で利用する際のいろいろな留意点といったものをまとめてございますので、こういったものを伺ったり、またメンバーの農業技術協会の方からそれを補足してもらいながら検討し、委員長のお話にありましたような議論に対応してきたところでございます。また、私どもの食品産業という面で堆肥化という部分、それだけでなく、当然利用の方が重要であるというようなことで、レポートの方では13ページ、14ページに堆肥の利用サイドの問題で、特に余り遠くに運んでもしょうがないもんですから、地域的な需給バランスということ、あるいは地域での連携、そういうものについても、それが重要であるというふうに整理してございます。

私ども農林水産省としては、このレポートは堆肥化の供給サイドの論点を整理しながら、その利用を進めるためには、という形で整理してございます。そういったものを受けながら省全体として今後、特に環境保全型農業の推進が必要である等々とお話ししております。これをさらに広く、利活用を進めるための農地での利用、でき上がった産品での評価、そういったことも含めながら考えていく必要があるということ、大車輪で検討しようとしているということでございます。

会長 ほかに御質問ございませんか。

私から一つ申し上げておきたいと思うのでございますが、産業廃棄物のリサイクル問題で、プラスチック・紙ですか、これは平成12年から行われるわけですが、業者側は現在のところ意外とのんきに構えているところがあるということなんですね。これは金額的には極めて大きなものであり、時間的にも、もうそう余裕はないんですよという意味で、ぜひこういう問題について、食品産業センターさんもよくやっておりますが、促進するというか、気構えをちょっと変えるようなプッシュが必要なんじゃないか。12年から実施というのは、直近の実績が義務量の基礎になるわけで、3月決算の会社ですと今年の4月からの実績が基礎になるんですよというようなことについて、いろいろな形では言っているんですけども、意外と皆さん、これは大変だとか、しっかりやらなければならんという気持ち、私から言うのはおかしいんですけど、のんきに構えているところがあるなというふうに思いますので、この辺について、準備をしっかりせいと、もうその時期に入っているんだぞというようなプッシュをされてはいかげなというふうに思います。

事務局 そういうつもりで私たちも努力していきたいと思っております。また、業界といたしましてはどういうふうな形で再商品化していくのがいいのかということにつきましては、去

年の8月ですけれども、方向をまとめていただきまして、それを具体的に推進していくという形で紙あるいはプラスチックの推進協議会につきましても組織化をしていただきまして、そういった団体と連携しながら、会長のお話にありましたとおり、私どもとして努力していきたいと、このように思っております。

会長 ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

なければ先へ進ませていただきます。

### (3) そ の 他

#### 食品流通における情報化の現状と課題について

#### 情報化専門委員会の開催について

会長 今度は情報化専門委員会の関係ですね。食品流通における情報化の現状と課題について、食品流通情報化専門委員会の開催について、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

事務局 長くなって恐縮ですけれども、資料5、6で情報化の現状と課題、それから専門委員会の開催につきまして、ごく簡単に御説明をさせていただきます。

まず資料5でございます。現状についてでございますけれども、目次でございますように、全般的なところについて整理してございます。

まず1ページでございますが、留意点ということもございまして一通り御説明させていただきますが、産業界における情報化の現状ということで、先ほど来議論がありましたように、あらゆる場面で情報化が進んでいるということでございます。そういう面では、いろいろな技術進展、それから、OSIと書いてありますけれども、標準化等ということで、オンラインによるネットワーク化の形成がありまして、情報化投資の削減と情報化参加が容易になってきているということでございます。片仮名なりアルファベットの3文字、4文字というのが出てきて恐縮ですけれども、OSIについては注に書いてございます。なお、右側でISDNの回線数なり地域数が非常に伸びているということもございまして。それから、右下には企業におけるオンライン化の推移ということでございます。これにつきましては、大型機種の利用企業につきましてのメール調査をまとめたものでございます。実数というよりは、伸びている状況という形で見ていただければと思います。

2ページでございます。食品流通におきます情報化でございますけれども、スーパーのレジということで、まさしく商品コードの整理とPOSシステムというのが非常に導入が進んでいるということで、先ほどもお話ししたところでございます。文章が長々と書いてございますけれども、「一方」から下の方に、生鮮流通分野におきましてはPOSの導入

は低水準であるということと、9年度から生鮮食品標準コードの開発に着手しているということでございます。それがこの後の専門委員会の問題になるわけでございますが、「さらに」ということで、外食分野でもPOSの利用、あるいはOES、EOSというのがよくあるわけですが、OESというのが進んでいる状況でございますということでございます。右下にPOSの導入状況(業種別)ということを書いてございます。これにつきましても、業種ごとの会員名簿から選定したところからのアンケートでございますので、かなり優良店にシフトしているのではないかと。そういう面では青果、水産、食肉というのも全般から見ると少しパーセントが高いのかなと思いますけれども、いずれにしましても、全体として見ると低い状況ではないかと、このように思っております。

3ページでございますけれども、物流関係でのバーコードの普及、ITFと言われておりますけれども、これにつきましてもかなり実際上の利活用がされてきたと。全体としてはマーキングというのが進められてきましたので、その卸、仲卸段階での利活用ということがこれからの課題ではないかと思えます。

4ページでございますが、EOS、EDIと。これからEDIのお話になるわけですが、食品流通におきますEOS、EDIということもございますけれども、では加工食品、菓子でJANコードの普及、EOSにより受発注業務を中心とした取引の電子化が進められているということもございます。電子受発注システム、Electronic Ordering Systemということもございますけれども、生鮮食品分野ではごく一部、あるいは独自のシステムよっての取組ということもございます。右下に中央卸売市場における情報システムの導入状況ということで、システム自体は相当導入されているというところがおわかりいただけるかと思えますけれども、全体としての取引に使われているかということになりますと、これ自身は売立・仕切情報ということもございますし、特に卸売業者、生鮮でありましたら県の経済連との間だけでございますし、経済連もまだ約半数の実施ということもございますから、一部商品についてのオンラインでの取引結果のやりとりにとどまっているという状況でございます。

5ページでございますが、EOSからさらに進んで、取引に関連する一連の情報をペーパーレスで交換するEDIの構築ということもございます。チェーンストアを中心として、EOSとEDIがちょっと言葉が表現しにくい部分がございますけれども、かなり進んだ形でのEOS、EDIに近いものがチェーンストア、加工食品に利用されている。あるいはチェーンストアにおいては独自のシステムといいますが、個別のコード体系を持ちながら、インストアコードによってこれが進められているということもございます。ただ、「しかし」という部分でございますけれども、生鮮食品につきましては各種規約がそのまま使えないということございまして、カバーできておりませんので、生鮮品のEDI標準のモデルになるものでありますけれども、そういう開発を大車輪で進めている状況でござ

ざいます。外食についても一定の取組が進められている状況でございます。右側にEDIのイメージ、普及状況ということで、各業界ごとにはそれぞれの推進母体を中心に相当程度の企業の参加が行われているということがうかがえるのではないかと思います。

6ページに食品流通のVANということで、付加価値通信網等々でございますけれども、VANと加工食品のJANコードを中心としてのEOSということが行われているわけですが、VANそのものにつきましては、今後、EDIとしての、あるいはEC、消費者対応を含んだ概念と、こういうふうに使っているわけですが、そういった機能拡張なり、それらの接続性の確保というのがこの事業についての課題ではないかと、このように考えてございます。

(5)に食品流通における商品情報データベース。先ほど日本加工食品卸協会の話がございましたけれども、商品情報データベースについても取組が必要であるということでございまして、これは取引電子化の必須の情報インフラであるわけですが、現在は右側にございますようなJICFSということで、JANコードとそれに関連した情報の収集整理が行われているわけですが、稼働データ、非稼働データというのがございまして、データの更新等が十分ではない状況ということで、平成9年度から加工食品卸協会が中心となりまして加工食品につきましのコードの付番のルール化、関連データの整理について取り組んでいるところでございます。生鮮食品につきましても、ここにございますように、現段階では標準的なものはないということで、今後その開発を早急に進めていきたい。そういった事業を進めているところでございます。

展望という面で若干整理してございますが、先ほども議論がございました、情報化による生産・流通のリエンジニアリング(ECR)と書いてございます。食品業界におきましては、ECRという新しい製造・流通システムが注目されていると書いてございますけれども、先ほどの議論のとおり、製配販三層が情報を共有しつつ、相互のパートナーシップのもとに効率的な製造、取引関係を築き上げ、的確な消費者対応を行うということでございます。POSの单品管理、ネットワーク形成、EDI、こういったものが条件というふうに理解しているところでございます。

それから、物流の関連でロジスティクスによる物流の高度化ということでございますけれども、物流分野におきましても、ロジスティクスの観点から新たな物流効率化への取組ということで、サードパーティー・ロジスティクス、3PLとが言われておりますけれども、新たな物流カテゴリーが出現してきていると思いますけれども、いずれにしましても情報技術の導入というのが不可欠ではないかと思うわけでございます。そういったイメージでございますけれども、右側に従来の物流、新しいロジスティクスの領域でどういうことが考えられるかというようなことを簡単に示してございます。

8ページでございますが、生鮮食品流通におけるEDI化の促進ということでございます。推進するためには、その基盤となる取引電子化インフラが必要でありまして、開発が

進められているわけですが、取引電子化インフラ、標準商品コード、E D I 標準、E D I 標準のモデルでございますけれども、それから商品関連情報データベースでございます。今後、各流通段階においてできる限り幅広く利用されるような工夫が必要ということでございます。8ページの右側の図でございますけれども、あるいは今お話ししました取引電子化インフラにつきましては、参考資料ということで入っていたかと思いますが、ブルーの冊子、生鮮食品等取引電子化基本構想（概要）、これが生鮮取引を電子化していくために必要なインフラと称します、標準商品コード、E D I 標準、商品関連情報データベースシステム、この三つを国を挙げて開発をしているということでございまして、この普及、利活用が必要であるということで、その際に右のような取組、基盤の整備、それから行政として支援していく、あるいは真ん中にございますように、ユーザーとしてそれぞれ利活用を図っていくことが必要ではないかということで、協議会といったものが現在構想されている状況でございます。

9ページでございますが、その他といたしまして、インターネットの普及とE C化という部分を書いてございます。インターネットの利活用でございますけれども、現在、日本とアメリカでは状況が少し違うようでありますけれども、商品カタログ提供的な使い方が主というふうに書いてございますけれども、かなり進んできていると。今後、情報処理の高度化、セキュリティの解決ということで本格的な消費者との間での対応、本格的なE Cの展開が可能になるのではないかとこのように考えられております。

最後でございますが、情報化・電子化に伴う制度の見直しということで、いろいろな面で現在対応の急がれているものがございまして、契約の発生・日時の確定とか、取引過程におきますデータの改ざんの防止といったもの、現実問題としてのシステム利用費の分担といったものもございまして、制度面での検討が急がれているわけでございますけれども、従来大きく問題にされておりました帳票類の電子データ保存につきましては今年の7月から実施されるようになったということで、法律上の手当てが行われたところでございます。

資料6でございますけれども、情報化専門委員会の開催についてという資料でございます。趣旨といたしまして、食品流通におきます情報化の進展に応じた食品流通のあり方、「なかんづく」ということで、生鮮食品分野におきます取引電子化インフラの開発方向及び取引電子化インフラに即したその普及と利用促進を図るための方策について検討するために専門委員会を開催してはどうかということでございます。

2. 検討事項といたしまして、(1) 連携利用に関する指針の作成、(2) その他と、こうなっておりますが、一番最後のページに連携利用の指針に関連いたしまして「情報処理の促進に関する法律」というのがございまして、第3条の2、切り張ったものでございますが、1項の左半分ぐらいにございまして、「その事業の分野において事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法及びその実施に当たって配慮すべき

事項に関する指針」ということで、この指針を定めるに当たっては、3項でございますが、「審議会の意見を聴く」というふうになってございまして、3枚のうちの真ん中でございます。指針についてということで、1に「指針とは」と書いてございますけれども、主務大臣が定めるガイドラインでございます。昨年の「経済構造の変革と創造のための行動計画」においてもこういった趣旨のものをつくっていいんじゃないかと、このようになっているところでございます。

内容といたしましては、2に（例）ということで、ビジネスプロトコルの標準化とか、通信手順の標準化、それから情報システムの標準化なり相互運用性の確保、こういったものについて国全体としての基本的考え方を定めるということでございます。

指針策定の効果ということでは、3に書いてございますように、関係業界の共通のルールのもとで、より多くの関係者が幅広く利用するというで一層効果が大きくなるのではないかとございまして。

連携指針の策定でございますけれども、昨年の運輸省のものを含めまして、ここに書いてございますように指針が策定、公表されているところでございます。

資料6の一番最初に戻っていただきまして、委員会の構成の考え方につきましては、本審議会の委員及び専門委員を任命するというで今後検討していきたいと、このように考えてございます。

なお、この専門委員会、あるいは情報化の関連で、非常に関心の深い委員にもお話をし、こういった方向で進めていっていいのではないかと、このように伺ってきているところでございます。以上でございます。

会長 ただいまの説明につきまして御質疑をお願いいたしたいと思っております。どうぞ。

委員 まさしくこれからの時代に即応した中では推進を図るべきだろうと、このように思いますし、また、既に私どもの業界におきまして、こういう制度を取り入れてございまして、全体的に縦横の情報が分かるようなシステムがこれから大事だろうと、このように思います。ぜひこれは実現した方がいいだろうと私は思いますけれども、今ヨーカ堂さんのお話が出まして、イトーヨーカ堂さんでは、専門店が3,000店舗ぐらいありますけれど、専門店の流れが次の日にわかるようなシステムで、先駆けてやっていますので、その辺でしたら適任者かなと私は思いますけれども、私の方としては、ぜひ小売業界も、9団体で50万軒ぐらい大同団結しましたので、そういう流れも踏まえて、十分に情報交換できるような制度を大いに取り入れていただきたいと、このように思いますけれども。

会長 どうぞ。

委員 この連携指針というのは 御存じない方があるかもしれませんが、日本ではハードウェアで見ると、コンピューターの本体とか、いろいろな端末、とりわけ最近のパソコンとか、ハードはものすごく普及しているところでございます。それから、システムとしてこれをつなげて商売に使うというのも相当進んでいるのでありますが、日本の大変

大きな特徴というのが一つございまして、それは、例えばコンピューターとコンピューターで取引をする仕方をEDIと呼んでおきますと、EDIを使っている企業の数は、日本とアメリカは同じくらいだと言われているんです。どの程度正確な数字か知りませんが。ただ、アメリカのEDI利用企業の80%は、ANSI X12でしたか、と呼ばれるアメリカの標準を使っている。ところが日本は、ほとんどが特定のメーカーさんのシステム、あるいは特定の有力な小売業さんのシステムで、システム間の互換性というのが実はないんですね。ですから見かけは、ハードも普及し、システムも普及し、システムに参加している企業数も非常に多いんですが、これがどんどん進んでいきますと、システムとシステムの互換性のない、ローカルとか、プライベートとか呼ばれるシステムが普及して、逆に情報化に将来マイナスになるということが心配されているわけでありまして。

一方、情報産業に関する行政の流れとしては、御承知のとおり情報処理促進法という法律があって、最初はハードウェアについていろいろ援助をするというふうなことで、続いてソフトだという話になって、審議会の部会で申しますとハードウェア部会、ソフトウェア部会というのがつくられました。これはやっぱりつなげて、つまりネットワークにしてやらなくちゃだめだというふうなことで、産業の情報化部会という部会がつけられました。ここで、コンピューターを一つの業界の中で多くの人々が共同してといいたいまいしょうか、連携して使うようにすることが本当の意味の情報化、システム化に貢献するというふうなことで、連携指針をつくって業界が挙げて情報システム化に取り組むと、こういう体制ができ上がったわけでありまして。これはゴールではありませんで、出発点でございまして、そういう意味で、生鮮とか花卉の世界に連携指針というものがつくられて、多くの事業者が同じようなシステムを使うという形になれば非常に情報化そのものが進んでいくと、こう期待されるわけございまして、ぜひぜひ連携指針の策定に取り組んでいただきたい。

実は私、先ほど申し上げました情報処理振興審議会の産業の情報化部会長というのを以前やっておりまして、幾つかの業界の連携指針づくりに関係をしていただきました。そういう立場からも、非常に望ましい動きが出てきたことを歓迎するものでございます。

会長 まことに心強い御意見でございました。

私も、加工食品のVANないしはファイネットの創立にかかわってきたんですけども、最初はみんな、やるべしということなんですけれども、実際になってきますと、それぞれの会社の体制ができていないとか、コストが高過ぎるとか、いろいろあって進みませんでしたけれども、ある段階からどどっと急展開するようになってくるもんだなということを経験いたしました。その中で非常に大事なことは、本当に必要だと思っている人が中心になってやるということではないかと。その人がプッシュしていくと進むんですね。私どもの食品メーカーの場合には、食品メーカーが最初は必要だと思いましたが、それ以上に問屋さんが、これがなければスーパーさんにも納入できないというような形で、問屋さん

が各メーカーに、ファイネットならファイネットに入ってくれと要求するようになってきて、だんだん進んできたわけですがけれども、今、委員のお話にありましたように、コストも団体でやると、ソフトの費用というのは割合安くなってきていますね。それから、だんだん操作も難しくなくなってきたという点では、導入がしやすくなってきたんじゃないでしょうか。

今、スーパーへの納入なんかの場合にはどうしてもこれが必要ですが、私がかく最近感じたのでは、ドールが日本で生鮮野菜、果物の販売をやっていこうと。そういう時に、あの人たちのノウハウは何ですかと質問したら、二つありますと。一つは貯蔵性が長い。日本では3日ぐらいしかもたないようなものが、自分たちは2週間もたせることができますと。それからもう一つは、生産時期と販売時期との連携をコンピューター処理によりまして非常にスムーズにやって、その間のむだがないということが我々の特徴だと言っておりましたけれども、ああいう人たちが日本の農家、何百戸とか何千戸と契約を結んで新しい事業をやろうとしているようですけれども、そういうような形で本当に有効に使っている人たちが出てきているということは、一つのモデルケースとして意味を持つのではないかなと、こんなふうに思います。

どうでしょうか。この関連について御意見ございましょうか。

ほかにございませんでしたら、事務局案のとおり、食品流通における情報化の進展問題につきましては情報化専門委員会におきまして専門的な立場から討議するというところでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

なお、専門委員会のメンバーの選出につきましては、私に御一任をお願いいたしたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 どうもありがとうございました。

#### 生鮮食品等流通問題研究会（仮称）について（案）

会長 次に資料7でございますが、生鮮食品等流通問題研究会につきまして、その（案）について事務局より御説明を願います。

委員 ちょっとすみません。次の約束がございますので、資料7も異議ありませんので、会長に一任してまいりますので。申しわけありませんが。

会長 はい。

事務局 資料7、生鮮食品等流通問題研究会についてという資料に沿いまして御説明さ

させていただきます。

1の趣旨のところは、生鮮食品等の流通につきまして、急速な国際化、情報化の進展の中で、川上・川下の流通は大きく変化しているわけであります。このような中で、先ほども幾つか話題になりましたが、従来から生鮮流通の大宗を担ってきております卸売市場と多様な流通チャネルとの間の競争も激化しておりまして、社会資本となっている卸売市場の機能をどう強化するかという観点も含め、生鮮流通全体のあり方が問われております。実は、これまで約半年にわたりまして「今後の食品流通について意見を聞く会」、食品流通局長の主催であります。こちらの方で検討してまいりました。こちらの審議会の委員であります委員にも御参画いただきまして、4月9日に4回目を開きましたところ、関係の業界の方々から、相当いろいろな議論が出たので、そろそろ整理をして、せっかくの議論を生かしてみてもどうかという御提言もありました。ここに書いてありますように、業界関係者からの意見を聴取してきたところであることから、これを踏まえつつ、中立的・客観的立場からの検討を行う場として学識経験者による新たな研究会を開催したいということであります。

2の研究会の構成ですが、その時の提言にもありましたので、私どもも検討いたしまして、本研究会は食品流通局長が主催しまして、農政ですとか食品流通、消費、卸売市場に係る学識経験者など約10名で構成したいと考えております。

検討内容でございますが、3のところですが、(1)卸売市場流通を中心とした生鮮流通の実態の動きを踏まえた生鮮流通全体の効率化。これは食品流通全体の効率化ですので、先ほど委員からありましたような生鮮流通に関する小売業者の役割なども一つのテーマになろうと思っております。

また、(2)が卸売市場制度のレビューとありまして、大きく分けまして三つの視点を持ちたいと思っております。1番目が市場関係業者の経営強化による卸売市場の活性化であります。この中では、市場関係業者としまして卸売業者、仲卸業者、そのほかいるわけですが、先ほど委員から話がありましたような仲卸業者のリテールサポート機能のあり方なども主要なテーマになると思っております。2番目が市場利用者のニーズや情報ネットワーク化に対応した取引方法のあり方であります。3番目が社会資本として整備された卸売市場全体の機能強化。これら、かなり総合的、体系的に勉強してまいりたいと考えております。

運営方法、4番でございますが、(2)にありますように、本研究会の運営に当たりましては、その検討結果をこちらの審議会に適宜報告するなど、連動させて検討してまいりたいと思っております。

最後に5の当面のスケジュールであります。夏までに数回開催しまして、一応の論点整理的なものに行きつければと思っている次第でございます。以上、説明させていただきます。

ました。

会長 大変大事なことだと思います。皆様方から御質疑をちょうだいいたしたいと思いますが、どうぞ。

委員 これは物流関係は入ってないんですか。聞くところによると、チルド関係は郵政省のあれに乗せちゃった方が安いじゃないかというようなことも出ていますし、内外価格差の問題で物流コストが日本が高いと言われているし、政府全体として物流関係の効率化なり合理化ということが話題となっているようですが、この研究会自体はそこまでは含まないんですか。

会長 どうぞ。

事務局 お答えいたします。

先ほどの検討内容の(1)のところにありますように、卸売市場流通を中心とはしますが、生鮮流通全体の最新の動きなども、先生の御指摘の物流問題も含めまして、与件の整理とか、今後のあり方についての効率化の方策ですとか、それも視野に入れて勉強したいと思っております。

会長 よろしゅうございますか。

ほかにございましょうか。

## そ の 他

会長 何かほかに事務局から御意見はございますか。

事務局 事務局としては、とりあえず本日の御審議はしていただきましたので、特にございません。

会長 委員の皆様から、この際こういうことは言っておきたいとかいうことはございませんか。

ないようでございますね。

本日は忌憚のない御質問、御意見をいただきましたが、時間も多少超過いたしましたので、かつまた議事も予定されておりましたものは終了いたしましたので、この辺で終わらせていただきたいと思います。

なお、本日いただいた御意見等につきましては、今後の食品流通行政の展開に生かしていただきたいと、このように思います。

今後の審議会のスケジュールについて、事務局より御説明を願いたいと思います。

事務局 今後のスケジュールでございますけれども、先ほど御了解いただきました情報化専門委員会、あるいは今の生鮮食品等流通問題研究会等の検討の経過等を見ながら、会長と御相談して開催につきまして考えていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長 本日予定の議事は終了いたしました。長時間にわたりまして皆様、本当にありがとうございました。これをもちまして第7回食品流通審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会